新潟県臨床検査技師会 会計処理規程

平成 26 年 1 月 18 日 制定 平成 29 年 2 月 18 日 改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会(以下「本会」という)における会計処理に関する基本を定めるもので、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確に把握し、本会の事業活動の能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会の経理業務に関しては、他の法令及び本会定款(以下「定款」という)、その他この規定の定めるところによる。

(会計年度)

- 第3条 本会の会計年度は、定款の定めるところに従い、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 (予算統制)
- 第4条 本会は、毎事業年度、次条の経理区分に従って予算書を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて統制する。

(経理区分)

第5条 本会の経理は、実施事業等会計、その他会計及び法人会計に区分して行なうものとする。

第2章 勘定および帳簿

(勘定科目)

第6条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により経理しなければならない。

(帳簿等)

- 第7条 本会は、予算及び会計に関する帳簿及び伝票を備え、複式簿記の原則に従って所要の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。
 - 2 帳簿は、主要簿及び補助簿とし、その種類は別に定める。

(経理責任者)

第8条 経理責任者は、事務局の長とする。

(経理事務担当者)

第9条 経理事務担当者は、会計担当理事とし事務局長の指揮のもとにその業務を行なう。

(書類の保存、処分)

- 第10条 会計帳簿、伝票及び証ひょう書類の保存期間は、次のとおりとする。
- (1) 予算及び決算書類 永久
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 10年
- (3) 証書類 10年
- (4) その他の書類 5年
 - 2 前項の保存期間は、年度決算日の翌日から起算するものとする。
 - 3 帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示または承認を得なければならない。

第3章 予算

(目的)

第11条 収支予算は、各事業年度の事業計画を明確な計数として損益計算ベースで表示することにより、 事業の効率的な運営を図ることを目的とする。

(予算の統括)

第12条 予算に関する事務は、会長が統括する。

(事業計画及び収支予算書の作成)

第13条 本会の事業計画及び収支予算は、経理区分ごとに毎事業年度開始前に作成し、理事会の議決を経て会長が定める。

(支出予算の実施)

- 第14条 本会の収支予算の執行者は、会長とし、やむを得ない場合には経理責任者がこれを行い、直ちに 会長に報告するものとする。
 - 2 各事業担当の理事は、所管事項に関する予算執行について責任を負うものとする。

(支出予算の流用)

第15条 予算の執行に当たり項目間において相互に流用してはならない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、中科目または小科目間についてはこの限りでない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第17条 会計年度開始前までに予算が成立しない場合は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行する。

第4章 出納

(金銭の範囲)

- 第18条 この規定において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。
 - 2 現金とは、通貨の他、小切手、その他随時に通貨と引き替えることができる証書をいう。
 - 3 預貯金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、金銭信託等をいう。
 - 4 手形及び有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(出納責任者)

- 第19条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。
 - 2 出納責任者は会計担当理事とし、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、事務職員を置くことができる。

第5章 決算

(目的)

第20条 決算は、一定期間の会計処理の記録を整理し、その状況や財産の増減及び一定期間末の財政状況 を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

- 第21条 本会は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における次の計算書類を作成しなければならない。
- (1) 正味財産増減計算書(正味財産増減計算書内訳表)
- (2) 貸借対照表
- (3) 附属明細書
- (4) 財産目録

第6章 新潟県知事への報告

第22条 本会は、前条の計算書類について監事の監査を受け、理事会の議決及び総会の承認を得たときに は事業報告(附属明細書含む)及び公益目的支出計画実施報告書とともに毎事業年度終了後3ヶ月以内 に新潟県知事に提出する。

第7章 雑則

(規定の改廃)

第23条 この規定を改廃する場合には、理事会の議決を経て行なう。

附則

(附則)

- 1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 旧会計処理規定(平成15年8月1日制定)は、この規定の施行をもって廃止する。